

大同介護医療院(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護)
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人宏潤会が開設する大同介護医療院(以下「事業所」という)が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 2 名称 大同介護医療院
3 開設年月日 令和7年3月1日
4 所在地 愛知県名古屋市南区白水町40番地の2
5 電話番号 052-611-8605 F A X 番号 052-611-8909
6 管理者 施設長
7 介護保険事業所番号 介護医療院(23B1200020号)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(介護予防分については合算して表記している。)

- 2 管理者 1人 (常勤兼務、医師と兼務)
施設全般の総括、従業員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う
- 3 医師 1名以上
入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う
- 4 薬剤師 0.1人以上
医師の指示に基づき調剤を行い、利用者の薬剤管理業務を行う
- 5 看護職員 5名以上
医師の診療補助及び医師の指示による利用者の看護、施設の衛生管理等の業務を行う
- 6 介護職員 5名以上
施設サービスにおける利用者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行う
- 7 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 3名以上
医師とともに共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに当該計画に従い利用者個々に合ったリハビリテーションを行う
- 8 管理栄養士 0.6人以上
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した栄養管理・指導を行うとともに食品衛生法に定める衛生管理を行う
- 9 介護支援専門員 1人以上
利用者の施設サービス計画を立案し、退所支援、要介護認定及び要介護変更の手続きを行う
- 10 診療放射線技師 必要に応じて
医師の指示に基づき、エックス線検査等を行います。
- 11 調理員 必要に応じて
必要な調理を行います。
- 12 事務職員
介護保険、利用料請求、事務処理業務を行う

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介接報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1)入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2)機能訓練及びその他必要な医療
- (3)健康チェック
- (4)送迎

2 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は徴収する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

一)滞在費 2,786円(1日あたり) 従来型個室(空床利用) (テレビ設置、居室内トイレ設置あり)

二) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

特室5,500円(税込)、(テレビ設置、居室内トイレ、浴室、家族スペース、空調設置あり)(1日あたり)

三)食費 1,593円(1日あたり)を徴収する。

四)テレビ代、電気器具代、理美容代 実費

4 利用者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 利用者は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

6 日常生活における通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、名古屋市南区、緑区、東海市の区域とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1)気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2)入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

(3)共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理ついて責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする

①非常災害時

②感染症蔓延時

3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う（年2回以上）

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる

4 当施設は、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める

（業務継続計画の策定等）

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者の帯する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する

3 等施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第11条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護、医療サービスを提供するために、事故発生の防止の指針（別紙）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する

3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する

（その他運営についての留意事項）

第12条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用研修 採用後1か月以内

(2)継続研修年8回

2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人宏潤会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2025年3月1日から施行する。